

第4回 成田市景観計画策定審議会 会議概要

1 開催日時

平成25年3月19日(水) 午後3時～午後4時10分

2 開催場所

成田市花崎町 736-62

成田商工会議所 2階小会議室

3 出席者 (*職・氏名の記載の順序及び方法は、任意です。)

(委員) 堀会長、岩松委員、藤崎委員、木下委員、宮城委員、青木委員

(事務局) 岩岡都市部長、金岡技監、宇澤都市計画課長、藤掛主幹、後藤副主幹、
富澤主査、飯嶋主任主事、古舘主事補

(株)LAU公共施設研究所(吉岡、牧野、仁司)

4 議題

(1) 成田市景観計画(素案)について

(2) 成田市景観条例(素案)について

5 議事(要旨)

はじめに事務局から前回の指摘事項と修正内容の説明が行われ、欠席者の意見として、会長に一任したいとの報告があった。

会議での主な発言内容は、次のとおり。

①議案第1号 成田市景観計画(素案)について

(会長) 用語の使い方が統一されていないので、パブリックコメントにかける前に精査してほしい。たとえば、「素材」と「材料」、「形態」と「建築形態」、「つながり」と「連続性」、「周辺の緑」と「背景の緑」など、意図的に使い分けていないのであれば、同じ言葉を使った方が読み手に伝わりやすい。

(事務局) 言葉の使い方については事務局で修正し、会長に確認していただくことにしたい。

(会長) 議案第1号は、事務局で修正し、その修正案については会長に一任していただくということによろしいか。

(委員) 異議なし

①議案第2号 成田市景観条例（素案）について

（宮城委員） 条例第3条の基本理念の「協働」という言葉は、この表現（字）でよいか。

（事務局） この表現で間違いない。

（会長） 条例案は様々な自治体の条例も参考にしていると思われるが、素案の中で、成田市独自の特徴的な部分はあるか。また、参考にした自治体も教えてほしい。

（事務局） 参考にした条例は、立川市、熊谷市、町田市、草加市、宮崎市、さいたま市、七尾市、山形県などのものである。

景観計画策定以前から自主条例を定めている自治体が多くある中で、本市は、計画と条例を同時に策定しようとしているため、条例は基本的に先進自治体を参考にした構成としている。

（岩松委員） 第7条の景観計画への適合の条文（・・・その他良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れのある行為をする者）は、どのような趣旨か。又は、記述しなければならないものか。

（事務局） 「景観の形成に影響のある行為をする者」という意味で使用している。

（事務局） 後に行為の制限に関する事項で具体的に規定しているので、あるいは不要なのかもしれない。さらに検討したい。

（会長） 言い回しそのものは、他の自治体でもよく使われており、個人的に違和感はないが、全体としてわかりにくい条文である。もう一度チェックしてほしい。

（会長） 第38条の景観審議会の条文の中に、委員の任期は2年とあるが、再任を妨げない、などの規定は必要ではないか。

（事務局） 再任規定については盛り込みたい。

（会長） 質問は出尽くしたようだが、この議案について諮るものは何か。

（事務局） まず、第9条の景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模について、事務局は0.5haを想定しているが、これで問題ないか。また、第38条第3項の成田市景観審議会の委員人数について、本審議会と同様に11人としてよろしいか。さらに、条例の構成及び章立てについても問題ないかお諮りしたい。

（会長） それでは、この景観条例（素案）の構成、章立て、また、第9条の提案に係る土地の区域の面積を0.5haとすること、及び第38条第3項の審議会の委員数を11人とすることについては、異議なしということによろしいか。

(委 員) 異議なし

(会 長) 今後、法制担当部局と協議を行っていただきたい。

以上

6 傍聴

(1) 傍聴者 1 人